



2026年3月25日

各 位

会 社 名 BRUNO株式会社  
代 表 者 代表取締役社長 塩田 徹  
(コード番号 3140 グロース)  
問 合 せ 常務執行役員 CFO 経営企画部長 佐藤 信治  
(電話番号 03-6631-0000)

## 経営支援料に関する契約締結のお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社の親会社であるRIZAPグループ株式会社（以下「RG」といいます。）との間で、2025年7月1日から2026年3月31日までの期間を対象とする経営支援料に関する契約（以下「本契約」といいます。）を締結することについて決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

### 1. 事実の概要

#### (1) 本契約締結の経緯

当社は、RGより継続的に収益改善策などの経営再建支援をはじめ、経営戦略、経営管理、経理、財務、人事、法務、広報、IR、情報システム、購買物流、マーケティング、営業など経営全般の支援を受けており、2025年7月1日から2026年3月31日までの期間の経営支援等に関して、RGとの間で本契約を締結することといたしました。RGが本契約に基づいて当社に提供する役務には、(i)経営支援、(ii)経営基盤強化及び(iii)役員派遣が存するところ、今回、本契約では、このうち、上記(i)経営支援及び(iii)役員派遣につき具体的な対価額を合意するものであります。

なお、前期までの経営支援料に関する契約は期初に通期での契約を締結していましたが、今期（2025年4月から2026年3月までの期間）より、期中の事情の変化に柔軟に対応するため、四半期毎に経営支援料の要否を判断のうえ契約を締結する方式に変更しております。2025年4月から6月の四半期については、すでに2025年5月15日に契約締結済みです。また、今回、2025年7月から2026年3月までの過去分を含む期間に係る契約を締結することになったのは、過去に複数年にわたり経営支援料の算定方法を都度見直す交渉が行われ調整を要する項目が次第に増加してきた経緯があること、その中でも上記期間に先立つ締結より当該期間の契約金額について親会社との真摯かつ慎重な個別協議を重ねることを優先したことから、最終的な契約金額の合意に至るのに結果的に時間がかかったことによります。

当社としては、複数回に亘り本契約の合理性について検証し、「2. 支配株主との取引に関する事項」記載の各過程を経て、当社の更なる企業価値の向上の実現には、引き続き、RGの経営支援等を受ける必要があり、ひいては、当社の少数株主を含めたステークホルダー

全体の利益にも資するものと判断し、本契約を締結することといたしました。

(2) 本契約の内容

|        |   |
|--------|---|
| ア 相手方  | R I Z A Pグループ株式会社   |
| イ 対象期間 | (第1四半期) 2025年7月1日から2025年9月30日<br>(第2四半期) 2025年10月1日から2025年12月31日<br>(第3四半期) 2026年1月1日から2026年3月31日   |
| ウ 支払額  | (第1四半期) 33,885,000円(月額11,295,000円)<br>(第2四半期) 33,885,000円(月額11,295,000円)<br>(第3四半期) 1,800,000円(月額600,000円)<br>合 計 69,570,000円<br><br>【上記金額の内訳】<br>・経営支援の対価<br>(第1四半期) 32,685,000円(月額10,895,000円)<br>(第2四半期) 32,685,000円(月額10,895,000円)<br>(第3四半期) 600,000円(月額200,000円)<br>・役員派遣の対価<br>(各四半期共通) 1,200,000円(月額400,000円) |
| エ 支払日  | 2026年3月27日  |

本契約に定める対価額の対象となる、R Gから当社に対する経営支援等の内容は、当社及びR G間で交渉を繰り返して決定された、従前の当該役務の対価額に関する合理的な算定基準を踏襲したものであります。なお、前期(2024年4月から2025年3月までの期間)のR Gとの経営支援料に関する契約書に係る経営支援料の金額は、2025年3月31日公表の「親会社へ支払う経営支援料の金額の変更(減額)に関するお知らせ」においてお知らせしており、126,492,000円でした。

2. 支配株主との取引に関する事項

本契約の締結は、当社の親会社であるR Gとの取引となり、株式会社東京証券取引所有価証券上場規程第441条の2に定める「支配株主との重要な取引等」に該当します。

(1) 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針との適合状況

当社は、2025年9月30日に公表したコーポレート・ガバナンス報告書において、「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」として、「当社は主要株主との間で取引が発生する場合には、一般の取引事例を勘案し、協議のうえ決定いたします。また、重要な契約の締結は、取締役会において審議を行い、少数株主の権利を不当に害

することのないよう、少数株主保護に努めてまいります。」と定めております。

今般の取引におきましても、公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に加えて、取引の合理性（事業上の必要性）と取引条件及び取引条件の決定方針の妥当性については、2026年3月25日の取締役会決議までに、支配株主と利害関係のない取締役4名（社外取締役1名及び監査等委員である取締役3名）が検討を行った結果、親会社グループの一員として負担すべき必要経費について算定根拠に合理性があると認められること、当社は2026年2月12日に2026年6月期連結業績予想の下方修正を行っているものの、本契約に基づくR Gからの経営支援による経営改善策を通じた収益性の高い事業構造への転換は引き続き着実に進展しており、本契約の対象となる経営支援等を引き続きR Gから受けることは、今後の当社の更なる成長のために必要不可欠であること、さらに、R Gからの役員派遣に関しては、当社では当該役員に対し役員報酬を支給しておらず、かかる人材を招聘するために相応の費用負担を行うことは合理的であり、その対価の金額も、当社の現状を勘案しても適正であると確認し、十分な審議を行い、議決に加わることができる取締役4名（小野聡氏、松原元成氏、藤原泰輔氏及び生方紀雄氏）により決議を行いました。また、支配株主と利害関係を有さず、当社及びR Gからの独立性を有する者である社外取締役1名（小野聡弁護士）並びに社外の弁護士（弁護士法人ガーディアン法律事務所 園田由佳弁護士及び木谷倫之弁護士）により構成される特別委員会（以下「特別委員会」といいます。）から下記（3）の概要の答申も取得いたしました。したがって、本契約の締結は、「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」に適合するものであると判断しております。

## （2）公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項

本契約における対価につきましては、R Gより提供される役務等（経営戦略、経営管理、経理、財務、人事、法務、広報、I R、情報システム、購買物流、マーケティング、営業など、経営全般の支援等）の価値及び提供の実態を基に算定される費用負担に応じて、独立当事者間としての公正な取引価格として合理的と認められる役務提供等の対価を定めるように算定しており、R Gの役職員を兼務していない取締役が中心となり協議を行っており、特別委員会から、下記（3）の概要の答申を受領しております。

また、当社の取締役のうち、支配株主の役職員を兼務している代表取締役である塩田徹氏は、特別な利害関係を有し得る取締役として本契約の締結を承認する取締役会決議から排して議決を行うことにより、利益相反を回避しております。

## （3）当該取引等が少数株主にとって不利益なものでないことに関する支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要

2026年3月25日付で、特別委員会より、本契約を締結することは当社ひいては当社少数株主にとって不利益ではなく、当社取締役の善管注意義務に違反するものではないとの答申を受領しております。

特別委員会の意見の概要は以下のとおりです。

本契約は、R G傘下のグループ全体の成長戦略の一環として、当社がR Gから経営全般に対する基礎的な支援を受けることにより、コストの適正化・合理化、収益力の改善や競争力の向上を図ることを目的としており、この目的は当社の企業価値向上に資するものであること、R Gが子会社全体に請求する経営支援料の年間総額の算定については、R Gの 2026 年 3 月期における経費計画値から直接把握可能な株主活動費相当額及び個別把握が困難な株主活動費として 10%をそれぞれ控除した上で、経営支援等によりR Gが享受すべき利益としてバックオフィス部門（内部監査室・財務部・経理部・法務部・人事部）に要する費用に 10%を、また、その他部門に要する費用に 15%をそれぞれ乗じた金額が算出されており合理性が認められること、本契約所定の対価額の算定基準は、各子会社の純資産額、売上高、営業利益額のR G子会社全体における割合に応じて各社に按分される純資産等連動部分（純資産・売上高・営業利益各構成比：11.2%・8.7%・13.5%）と、R Gの主要子会社 11 社が負担する定額負担部分（年額 2.4 百万円）で構成されており、子会社間の公平が図られ、また R Gとの協議を経て本来の算定基準から減額して合意されたことに照らしても算定基準に合理性が認められること、当期より期中の事情の変化に柔軟に対応し、経営支援料の支払いをより実態に即したものとすると同時に、前期のように一旦合意された経営支援料を事後的な実情に即して減額するという事態を避け、他の少数株主や投資家の予測可能性を確保するため、四半期毎に経営支援料の支払に関する契約につき協議及び締結することとされたこと、対価の決定プロセスとして、R G子会社複数社（上場子会社を含む）が参加した協議会（通算約 50 回）において、各社の意見・疑義の表明及び基礎資料提出の要請を繰り返し行い、特別委員会を構成する外部有識者（弁護士）も情報収集・分析を行うなど合理的な情報収集・調査・検討等が行われており、対価の決定プロセスが妥当であること、取締役会の意思決定の際にはR Gの取締役兼任者を排して審議及び決議がなされており、利益相反を回避するための方策が適切に講じられていること、第3 四半期における経営支援料の大幅な減額についても、上記の四半期毎の契約締結方式の導入趣旨に沿ったものであり当社ひいては当社少数株主にとって不利益なものでないこと、税務リスクについても専門家意見等を踏まえ問題ないと認められることなどから、本契約を締結することは、当社の少数株主にとって不利益ではなく、当社取締役の善管注意義務に違反するものではないとの意見を頂戴しております。

### 3. 業績に与える影響

本件が当社の業績に与える影響につきましては、2026 年 2 月 12 日公表の 2026 年 6 月期連結業績予想に織り込んでおります。

以 上